

志學館大学法学部教授会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第16条第2項の規定に基づき、志學館大学法学部教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めたときは、准教授、専任の講師、助教及び助手を加えて組織することができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項を決定するに当たり意見を述べるため、次の各号を審議する。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育課程の編成その他の教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要であると定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学部の教育・研究に関する重要な規程等の制定改廃に関する事項
- (2) 試験及び単位の認定に関する事項
- (3) 学生の身分及び賞罰に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 教員の身分に関する事項
- (6) その他、学長又は学部長の諮問する事項

(会 議)

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した者がその職務を代理する。

- 2 前条第2項第5号の審議は、第2条本文の規定により行うものとする。
- 3 教授会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。ただし、校務のため出席できない者及び1ヶ月以上の休暇、休業又は休職中の者は構成員の定数に算入しないものとする。
- 4 議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長が決する。
- 5 事務局長及び各課の課長は、教授会に出席することができる。
- 6 議長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聞くことができる。

(事 務)

第5条 教授会の事務は、総務課で処理する。

(雜 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年8月23日から施行する。

2 この規程施行日以前に定められていた志學館大学人間関係学部教授会、法学部教授会及び大
学院心理臨床学研究科委員会規程第3条第1項第3号に基づく学長が定める事項（学長裁定）
は、廃止する。